

第26回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年3月26日(水曜日)
午後1時

場所

大崎ブライトコアホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

証券コード：3319



証券コード 3319
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株主各位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂信也

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：<https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができるので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日(火曜日)午後5時30分までに、議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

またインターネット等により複数回数、又はパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬　具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午後1時（開場時間 午後12時30分）

2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の方に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人はこれらの事項も含めて監査を実施しております。

事業報告：「企業集団の現況に関する事項」のうち「財産及び損益の状況」「企業集団の主要な事業内容」「企業集団の主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」のうち「大株主」「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」「その他株式に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会社役員の状況」のうち「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」

連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

監査報告：連結計算書類に係る会計監査人の監査報告、計算書類に係る会計監査人の監査報告、

監査役会の監査報告

議決権行使についてのご案内

当社の株主総会における議決権行使の方法は、下記の3通りでございます。

▶ 株主総会にご出席いただく場合

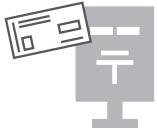


株主総会開催日時 2025年3月26日（水曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



▶ 書面による議決権行使の場合



行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ インターネット等による議決権行使の場合



行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

- 携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご使用の携帯電話等の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問合せ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	性別	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
1	石坂　信也 (1966年12月10日生)	男性	1990年 4月 三菱商事(株)入社 1999年 6月 米国ハーバード大学MBA修了 2000年 5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長 執行役員最高経営責任者 (現任) 2014年 9月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 2016年 4月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 2016年 11月 キッズゴルフ(株) 代表取締役社長 2017年 4月 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (現任) 2017年 11月 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 (現任) 2018年 7月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 (現任) 2021年 3月 (株)GDOゴルフテック 取締役	普通株式 3,243,052株
【取締役候補者の選任理由】				
	当社創業者として、インターネットサービス全般やゴルフ業界にかかる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社を国内最大級のゴルフ総合サービスサイトに成長させる等、長年にわたり当社グループをけん引してまいりました。当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。			
2	吉川　雄大 (1971年5月9日生)	男性	1995年 4月 富士火災海上保険(株) (現:AIG損害保険(株)) 入社 2003年 4月 当社入社 ゴルフ場サービス本部 2007年 3月 当社 ゴルフ場サービス本部長 2010年 1月 当社 執行役員 当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 2013年 7月 当社 お客様体験デザイン本部長 2014年 3月 当社 取締役 2020年 3月 当社 取締役副社長 (現任) 当社 執行役員最高執行責任者 (現任) 2020年 4月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 (現任) 2021年 3月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長	普通株式 44,163株
【取締役候補者の選任理由】				
	当社のゴルフ場ビジネス事業等、幅広い事業に精通しており、当社グループの持続的な企業価値向上をけん引するものとして、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	性別	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
3	岩澤 俊典 (1966年6月19日生)	男性	<p>1990年4月 伊藤忠商事(株)入社</p> <p>1996年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株) 入社</p> <p>1997年7月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現:アビームコンサルティング(株)) 入社</p> <p>2005年8月 ABeam Consulting (USA) Ltd. Managing Director</p> <p>2007年10月 アビームコンサルティング(株) 執行役員マネージング・ダイレクター(日本代表)</p> <p>2008年2月 同社 代表取締役マネージング・ダイレクター</p> <p>2009年4月 同社 代表取締役社長</p> <p>2016年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2020年11月 内閣官房IT総合戦略室 IT戦略調整官(非常勤)</p> <p>2021年6月 (株)エフピコ 独立社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2021年9月 デジタル庁 リソースマネジメント統括</p> <p>2022年11月 デジタル庁 シニアエキスパート 経営企画戦略担当</p> <p>2024年1月 (株)SI&C (旧:(株)システム情報) 代表取締役社長 (現任)</p>	普通株式 1,852株
【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】				
	IT関連企業の経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社の資本政策、IT関連施策及び事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が代表取締役社長を務めていたアビームコンサルティング(株)と当社との間には取引関係がございますが、退任後は同社経営に関与していないこと、及び同氏が代表取締役社長を務める(株)SI&Cと当社との間に取引関係が無いことから、同氏の独立性に影響するものではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。			
4	木村 玄一 (1962年12月25日生)	男性	<p>1986年4月 大日本印刷(株)入社</p> <p>1990年12月 木村総業(株) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>1995年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>1997年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2000年5月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2002年2月 東名観光開発(株) 代表取締役社長 (現任)</p>	普通株式 1,150,000株
【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】				
	ゴルフ業界に関する深い造詣に基づく、当社事業推進における施策に対する様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏が代表取締役社長を務める会社と当社との間には営業取引関係がございますが、同氏の独立性に影響する規模ではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって24年10ヶ月となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	性別	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
5	水戸重之 (1957年5月9日生)	男性	<p>1989年 4月 第一東京弁護士会弁護士登録</p> <p>1990年 10月 TMI総合法律事務所創設に参画</p> <p>1999年 4月 同事務所パートナー弁護士（現任）</p> <p>2006年 4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師（現任）</p> <p>2011年 2月 (公財)三宅一生デザイン文化財団 監事（現任）</p> <p>2018年 4月 武蔵野大学法学研究科 客員教授（現任）</p> <p>2018年 6月 (株)フェイス 社外取締役（現任）</p> <p>2019年 10月 (一社)PHR普及推進協議会 理事（現任）</p> <p>2020年 6月 (株)湘南ベルマーレ 監査役（現任）</p> <p>2021年 3月 当社 取締役（現任）</p> <p>2024年 5月 (株)ライフコーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	普通株式 741株
6	高橋真木子 (1967年5月12日生)	女性	<p>1993年 4月 (財)神奈川科学技術アカデミー 入団</p> <p>2004年 1月 東京工業大学 産学連携推進本部 知的財産・技術移転部門 特任助教授</p> <p>2006年 9月 東北大学 特定領域研究推進支援センター 特任助教授</p> <p>2010年 4月 (独)理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所) 研究政策企画員、経営企画部戦略分析課主幹</p> <p>2014年 7月 金沢工業大学 イノベーションマネジメント研究科 教授（現任）</p> <p>2017年 5月 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>2020年 4月 高エネルギー加速器研究機構(KEK) 理事</p> <p>2021年 3月 当社 取締役（現任）</p>	普通株式 278株

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

弁護士及び民間企業等の役員として培われた企業法務の幅広い知識・経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づき当社の経営全般に対して提言いただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものであります。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

産学連携による研究開発プロジェクト、大学発の技術移転、知的財産のマネジメントに関する豊富な経験と高い専門知識とともに、公的機関や民間企業等とのセクター間連携による知識創造に関する知見を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づく様々な助言、意見を当社のプロセス管理及び新技術への取組み等に活かしていくことが期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものです。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 取締役候補者 木村玄一氏は当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。
2. 取締役候補者 木村玄一氏は当社の関係会社である株式会社モーターマガジン社の代表取締役社長であり、当社との間に資本関係があります。
3. 取締役候補者 木村玄一氏は東名観光開発株式会社の代表取締役社長であり、当社との間に営業取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要是以下のとおりであります。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由がある。なお、被保険者は保険料を負担しない。

6. 岩澤俊典氏、木村玄一氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏は、社外取締役候補者であります。
7. 各候補者の所有する当社株式数には役員持株会の持分が含まれております。また各候補者とも当社の優先株式は保有しておりません。
8. 社外取締役候補者に関する記載事項

① 社外取締役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、岩澤俊典氏、木村玄一氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。岩澤俊典氏、木村玄一氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

② 独立役員について

当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役上住敬一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	性別	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有 株式数
上 住 敬 一 (1969年10月6日生)	男性	1992年10月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所 (現:税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)入所 1996年4月 公認会計士 登録 1997年1月 プライスウォーターハウスクーパース ロスアンジェルス事務所入所 2004年7月 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長 (現任) 2005年9月 当社 監査役 (現任) 2007年10月 (株)ゴルフパラダイス 監査役 2022年10月 イノバセル(株) 監査役 (現任)	普通株式 926株

【社外監査役候補者の選任理由】

同氏の公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。当社の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって19年6ヶ月となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をつけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。監査役候補者が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由がある。なお、被保険者は保険料を負担しない。

3. 同氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 候補者の所有する当社株式数には役員持株会の持分が含まれております。また候補者は当社の優先株式は保有しておりません。
 5. 社外監査役候補者に関する記載事項
 社外監査役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、上記定款に基づき、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

ご参考

取締役候補者スキルマトリクス

取締役会が業務執行に関して実効性の高い監視・監督機能を適切に果たすために、取締役には多様かつ高度なスキル及び経験を備えた人材を選任しております。

企業経営に求められる基本スキルである「企業経営・企業戦略」、「財務戦略」、「リスクマネジメント」のみならず、「ゴルフ業界への知見」や「IT・システム戦略」等、当社グループの事業機軸に関わる分野への理解等を取締役が備えるべきスキルセットとしております。

取締役の選任にあたっては、これらのスキルセットをバランスよく備え、かつ当社グループの企業理念を深く理解し当社グループの企業価値の創出及び向上に貢献できる人材であるかを考慮しております。

本総会において、第1号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、各取締役が備えるスキルは次のとおりであります。

	氏名	ゴルフ業界への知見	企業経営 ・ 企業戦略	営業 ・ マーケティング 戦略	IT ・ システム 戦略	グローバル 戦略	人材戦略	財務戦略	リスク マネジメント
取締役	再任 石坂信也	○	○		○	○	○	○	○
	再任 吉川雄大	○	○	○			○		
	再任 岩澤俊典		○		○	○	○	○	○
	再任 木村玄一	○	○	○			○		
	再任 水戸重之		○						○
	再任 高橋真木子		○			○	○		

(注) 本表は、各取締役候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における国内の経営環境は気候変動や地政学リスク等様々な要因を背景に物価上昇が加速し、これに伴う家計の購買力低下などが見られました。また、米国においては人材不足の深刻化や、高インフレが続いたことによる消費者の高額品や非必需品の支出控えなど、厳しい局面となりました。加えて、日米間の金利差の拡大等から円安が進んだことも当社の事業環境に大きく影響しております。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等が成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても進化するデジタル技術や生活スタイルの変化に伴い、ゴルファーの需要スタイルも多様化し日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。また、2024年2月に公表した中期経営計画に基づき、利益率改善に向けて各種取組を実行してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）の業績は売上高57,006百万円（前年同期比7.7%増）となりました。利益面につきましては、国内における当初計画に即したIT投資の実施、海外におけるGOLFTECコーチ増員及び事業拡大に向けた投資等費用が先行する形となり営業損失823百万円（前年同期は営業利益380百万円）となりました。また、為替差益677百万円があった一方で支払利息733百万円等があり経常損失862百万円（前年同期は経常利益353百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,698百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益158百万円）となりました。

主要セグメント別の業績は次のとおりであります。

「国内」セグメント

当連結会計年度における「国内」セグメントの業績は、コロナ禍でのゴルフ特需からの反動を乗り越え、下期に向けて徐々に回復に向かい、売上高は29,065百万円（前年同期比2.0%増）となりました。一方、販管費については当初の計画に即したIT投資の実施やセキュリティ強化に伴う投資等からセグメント利益は1,724百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

「海外」セグメント

当連結会計年度における「海外」セグメントの業績は、ゴルフ弾道測定器の販売が進み売上高27,941百万円（前年同期比14.4%増）となりました。また、GOLFTEC事業においてマクロ環境の悪化等を背景に売上成長が計画に対して限定的となつた一方、コーチ増員や育成等費用が先行する形となり、セグメント損失は2,548百万円（前年同期はセグメント損失1,382百万円）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、今後早急に安定した財務基盤の強化を行うことと既存事業の更なる改善に注力することが株主の皆様に対する責務であるとの考え方から、誠に遺憾ながら当連結会計年度の期末配当を見送らせていただくこといたします。

株主の皆様には深くお詫び申しあげますとともに、収益基盤の強化及び財務基盤の改善を実現し、早期に普通株主、A種優先株主の皆様に復配できるよう努めてまいる所存でございます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、設備投資の金額は2,989百万円（企業結合により取得した資産除く）となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、金融機関に対し短期借入金2,100百万円の借入と、長期借入金1,527百万円の返済を実施しました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 繼続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失823百万円、経常損失862百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,698百万円を計上した結果、3百万円の債務超過となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失が、複数の金融機関と締結している金銭消費貸借契約及び優先株主と締結している優先株式投資契約にそれぞれ定められる財務制限条項である親会社株主に帰属する当期純損失が800百万円を超える損失とならないことという利益維持基準を上回ったこと、及び連結純資産の部の金額が金銭消費貸借契約に定められる財務制限条項である連結純資産の部の金額を850百万円以上の金額に維持するという純資産維持基準を下回ったことにより、財務制限条項に抵触しました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該事象又は状況を解消すべく、以下のとおり対応を進めてまいります。

ア. 事業の収益改善

当社グループのうち、特に大幅なセグメント損失を計上している海外セグメントの収益改善に注力してまいります。具体的には、レッスン事業につきましては、新規顧客獲得強化に向けた顧客ニーズに沿ったレッスンサービスの提供、店舗の稼働率改善に向けたプラクティスピジネスの推進及びクラブメーカーとの協力施策によるフィットティングビジネス拡大を重点項目とし、ゴルフ弾道測定器事業においては、周辺機器（マット、ネット、プロジェクター、ケース等）の販売及び米国以外の海外チャネルの拡大を加速させ、ソフトウェアビジネスの成長促進を推し進めてまいります。また、グループ全体としても、引き続きコスト管理の徹底、マーケティング施策の最適化を推し進めてまいります。

イ. 財務制限条項への抵触による権利行使猶予

財務制限条項に抵触した金銭消費貸借契約については当該金融機関に対して期限の利益利益喪失請求の権利行使を猶予いただくよう、優先株式投資契約については当該優先株主に対して償還請求権の権利行使を猶予いただくよう申し入れをしております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、期限の利益喪失請求の権利行使猶予及び償還請求権の権利行使猶予について当該金融機関及び優先株主との合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

② マーケティング戦略の強化

当社グループの事業拡大を進めるためには、マーケティング戦略の強化が不可欠であり、事業の根幹を成す「GDOクラブ会員」との関係強化に重点を置いております。また、日々進化するマーケティングソリューションを効果的かつ迅速に展開するためにも事業サービスを超えた横断的な連携の強化に集中してまいります。

③ システムの安定稼動

当社グループにとって、ビジネスの基盤であるシステムの安定稼動は今後も重要な課題であります。コンピュータウイルスなどの侵入、近年高度化・複雑化する情報改ざんや不正侵入などの不正アクセス等の脅威に対して、適切なセキュリティ対策を講じてまいります。また、システムの可用性の向上等に関する取組みを積極的に進めることで、高度な情報システム環境の維持・運用を行ってまいります。

④ ステークホルダーとの関係強化

当社グループは、株主のみならず、お取引先企業、お客様及び従業員との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることができ、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。制度開示における重要事実公開手順を踏まえたうえで、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略などについて、ステークホルダーに対し迅速かつ的確に情報発信してまいります。また、CSR活動やサステナビリティを意識した経営を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

⑤ 個人情報の保護管理強化

当社グループの事業は、当社サービスの顧客の様々な活動により支えられており、顧客の個人情報の保護管理において大きな責務を負っています。個人情報保護法を遵守すべく定めた、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に基づき、あらゆる管理体制強化を図ってまいります。当社グループが保有する情報資産をあらゆる脅威から保護し、適切な安全管理を実現するために構築した、情報セキュリティマネジメントシステムを最大限活かし、情報資産を安全かつ適正に管理・運用してまいります。

⑥ ゴルフ業界における確固たる地位の構築

競合する企業との差別化を図り、当社グループならではの付加価値を示していくためには、今以上に認知度を高めていかなければならないと考えております。ゴルフ業界の中でもオンラインの存在として業界の繁栄に貢献していくような企業を目指します。そのためには、テクノロジーとデータを駆使した革新的なゴルフビジネスの開発とともに国内外ビジネスでこれまで以上の売上規模を獲得していくことが重要であると認識しております。

⑦ グローバル展開の推進

当社グループは、今後の持続的な成長のために海外事業展開を重要な戦略と位置づけております。2019年以降、米国を中心に本格的な事業展開に着手しており、これら事業の売上・利益拡大に向けて、引き続き海外子会社の経営管理面での充実を図ってまいります。またこれに関連して、海外事業展開に不可欠なグローバル人材の開発・育成を進め、海外事業の飛躍的成長のための土台を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 当連結会計年度 (2024年12月期)
売上高 (百万円)	39,594	46,090	52,918	57,006
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,715	△175	353	△862
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,035	339	158	△1,698
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,035	339	158	△1,698
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	56円68銭	16円44銭	△12円98銭	△117円86銭
総資産 (百万円)	21,851	43,524	46,700	47,152
純資産 (百万円)	7,411	1,598	1,732	△3
1株当たり純資産額	405円17銭	△245円32銭	△258円42銭	△378円75銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 当事業年度 (2024年12月期)
売上高(百万円)	26,916	26,608	28,528	29,059
経常利益(百万円)	1,784	557	1,980	2,143
当期純利益(百万円)	1,180	281	1,765	1,557
1株当たり当期純利益	64円62銭	13円25銭	75円30銭	60円99銭
総資産(百万円)	14,007	37,008	38,676	41,382
純資産(百万円)	8,841	14,885	16,454	18,023
1株当たり純資産額	483円45銭	484円56銭	550円32銭	611円38銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
GDO Sports, Inc.	110,107千ドル	100%	ゴルフ関連ビジネスの開発、投資
GolfTEC Enterprises LLC	17,151千ドル	98%	ゴルフレッスンサービス事業、ゴルフ用品販売サービス事業、クラブフィッティングサービス事業
GOLFTEC ST LLC	0千ドル	98%	ゴルフ弾道測定器「SkyTrak」関連事業

(注) 出資比率には、間接所有も含まれております。

- ③ 重要な関連会社の状況
該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、「ゴルフ」と「インターネット」を主軸に、ゴルフ専門のＩＴサービス企業としてゴルフビジネスを行っております。主要な事業内容は以下のとおりです。

- ・ゴルフ用品販売サービス
- ・ゴルフ場予約サービス
- ・ゴルフレッスン・クラブフィッティング販売サービス
- ・ゴルフ練習場事業
- ・ゴルフ弾道測定器事業
- ・広告サービス
- ・その他ゴルフ関連事業の開発

(8) 企業集団の主要な営業所等 (2024年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所等

本 社	東京都品川区
大 阪 支 社	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市博多区
松 山 事 務 所	愛媛県松山市
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市
ゴルフガレージ直営店舗	東京都3店舗、神奈川県2店舗、千葉県1店舗
GDO Select	東京都千代田区
GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス	神奈川県茅ヶ崎市
GOLFTEC by GDO直営店舗	東京都7店舗、神奈川県1店舗、愛知県1店舗、大阪府1店舗、福岡県1店舗

② GDO Sports, Inc.の主要な営業所

本 社	米国カリフォルニア州
-----	------------

③ GolfTEC Enterprises LLCの主要な営業所

本社	米国コロラド州
GOLFTEC 店舗	直営店179店舗、フランチャイズ83店舗

④ GOLFTEC ST LLCの主要な営業所

本社	米国コロラド州
----	---------

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

使用人數	前連結会計年度末比増減
1,358名 (156名)	29名増 (11名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487名 (155名)	0名 (11名減)	38.9歳	8.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	9,294百万円
(株)三井住友銀行	5,862百万円
(株)三菱UFJ銀行	3,332百万円
三井住友信託銀行(株)	1,467百万円
(株)りそな銀行	829百万円
(株)横浜銀行	532百万円

(注) 上記の借入残高の内シンジケートローンによる借入(残高 12,128百万円(内 24百万USDを含む))が含まれております。

(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社であるGOLFTEC ST LLC (所在地：米国コロラド州。以下「ST社」といいます。) は、SKYHAWKE TECHNOLOGIES, LLC (以下、「SKYHAWKE社」といいます。) より訴訟を提起されております。当該訴訟は、ST社が2022年8月10日付にて、SKYHAWKE社、SportTrak LLC社及びSkyTrak LLC社との間でゴルフ弾道測定器「SkyTrak」関連事業の譲受けに関する契約を締結したのと同時期に、原告であるSKYHAWKE社との間で“Transition Services Agreement”(以下、「TSA」といいます。) を締結し、当該TSAに基づき「SkyTrak」製品に係る顧客関連資産や関連システムなどのSKYHAWKE社からST社へのデータ移行及びサービス移管を進め、SKYHAWKE社にその対価を支払っておりましたが、当該データ移管及びサービス移管の完了時期について双方の認識に齟齬があり、原告が対価支払債務の不履行にかかる請求を米国ミシシッピー州南部地区連邦地方裁判所にて提起したもので、現在係属中です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	59,164,000株
	A種優先株式	60,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	18,274,000株
	A種優先株式	60,000株
(3) 株主数	普通株式	14,420名
	A種優先株式	2名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (全て普通株式)	持 株 比 率
石坂信也	3,243,052株	17.69%
(株)ゴルフダイジェスト社	1,750,000株	9.55%
(株)モーターマガジン社	1,600,000株	8.73%
木村玄一	1,150,000株	6.27%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,041,200株	5.68%
木村正浩	800,000株	4.36%
伊藤修武	136,700株	0.75%
古川良太	134,000株	0.73%
BNYM SA/NV FOR BNFM FOR BNY M GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	81,011株	0.44%
ゴルフダイジェスト・オンライン従業員持株会	80,800株	0.44%

- (注) 1. 当社は自己株式を393株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託（BBT）」を導入しており、(株)日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式67,600株を保有しておりますが、自己株式に含めておりません。
3. 持株数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた株数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2024年7月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価格 1個につき47,400円
- ③ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新

株予約権を行使することができない。

ア. 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合

イ. 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く

ウ. 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認める旨の決議をした場合

エ. 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合

オ. 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く

カ. 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合

キ. 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

④ 新株予約権の行使期間 2026年7月23日から2034年7月22日まで

⑤ 当社役員の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	565個	普通株式 56,500株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2024年7月23日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使価格 1個につき47,400円

③ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新株予約権を使用することができない。

ア. 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合

イ. 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係

会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く

- ウ. 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認める旨の決議をした場合
 - エ. 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合
 - オ. 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く
 - カ. 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
 - キ. 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合
- ④ 新株予約権の行使期間 2026年7月23日から2034年7月22日まで
⑤ 当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社執行役員	910個	普通株式 91,000株	6名
当社使用人	500個	普通株式 50,000株	6名

(3) その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 信 也	当社 執行役員最高経営責任者 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長
取締役副社長	吉 川 雄 大	当社 執行役員最高執行責任者 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
取 締 役	岩 澤 俊 典	(株)SI&C 代表取締役社長 (株)エフピコ 独立社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	木 村 玄 一	(株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 木村総業(株) 代表取締役社長 東名観光開発(株) 代表取締役社長
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 早稲田大学スポーツ科学研究科 (大学院) 講師 (公財)三宅一生デザイン文化財団 監事 武蔵野大学法学研究科 客員教授 (株)フェイス 社外取締役 (一社)P H R 普及推進協議会 理事 (株)湘南ベルマーレ 監査役 (株)ライフコーポレーション 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	高 橋 真 木 子	金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科 教授 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役
常勤監査役	大 山 和 彦	
監 査 役	上 住 敬 一	公認会計士 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長 イノバセル(株) 監査役
監 査 役	濱 田 京 子	社会保険労務士 (株)エキップコンサルティング 代表取締役 エキップ社会保険労務士法人 代表社員 東京労働局東京紛争調整委員会 委員 (株)ディア・ライフ 社外取締役

- (注) 1. 取締役 4名 岩澤俊典、木村玄一、水戸重之、高橋真木子の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役 2名 上住敬一、濱田京子の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 濱田京子氏は社会保険労務士の資格を有しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、岩澤俊典、水戸重之及び高橋真木子の各氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役及び監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由がある。なお、被保険者は保険料を負担しない。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の総額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	172,605千円 (28,800千円)	21,747千円 (-)	6,842千円 (-)	201,195千円 (28,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	21,600千円 (9,600千円)	— (-)	— (-)	21,600千円 (9,600千円)
計	9名 (6名)	194,205千円 (38,400千円)	21,747千円 (-)	6,842千円 (-)	222,795千円 (38,400千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、役職毎に定めた基本額と前期の連結業績の業績を基に、各取締役の目標達成度及び定性的評価を反映した係数を乗じて算出しております。
 3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、(4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項のうち3.2 非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針に記載のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。なお、取締役会は、当該事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、具体的な決定方法及び内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会の意見の内容に従っていることを確認しており、また、指名・報酬諮問委員会においても当該決定方針に沿うものであることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 固定報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、上場会社の各役職水準データ等を参考に必要な採用・雇用競争力維持等も勘案し、取締役の役位及び担当職務に応じた役職額を算出する。社外取締役は、職務の独立性、透明性、客觀性の担保の観点から、担当職務に応じて算出された額をもって固定報酬とする。取締役の退職慰労金は、「役員退職慰労金・弔慰金支給規程」において上場会社の各役職水準データ等を参考に支給総額の妥当性に鑑み定められた一律の基準額に対し、同規程に定められた役位別係数及び歴任した役位毎の在任年数を乗じた累計額に基づき、取締役会において決定する。

2.1 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、当社の経営環境に鑑み、前期の連結業績の売上及び利益水準等を業績指標の基準とする。

2.2 業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、役職額を基礎額とし、前期の連結業績の売上及び利益水準等を基準とし、これに中長期的な成長を目的とした各取締役の目標達成度及び定性的評価を反映した係数を乗じた金額を業績額として算出する。

3.1 非金銭報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の事業成長に対する貢献意識や企業価値増大に対する意欲や士気を高め、インセンティブとして適切に機能させるため、非金銭報酬としてストックオプション制度及び業績連動型株式報酬制度を導入している。

3.2 非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針

ストックオプションの付与総額は当社の資本構成及び経済情勢の変化等の事情を考慮し、株主総会において決議される。総額の範囲において、付与されるストックオプションの額もしくは数又は数の算定方法については、付与時の資本構成、経済情勢、中長期的な経営方針等を総合的に勘案し、取締役会において決議される。また、業績連動型株式報酬制度は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定する。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定する。付与するポイントは、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されるものとし、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定する。

4. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬が中長期的かつ持続的な企業価値の向上に対するインセンティブとして適切に機能するよう、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての役職額、前期の業績及び目標設定の達成度に連動した業績額及び非金銭報酬で構成するものとし、業績連動報酬の割合は報酬全体の概ね30%～50%の範囲にて、設定する。非金銭報酬のうちストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に発行する新株予約権に関する報酬額については、2008年3月26日の定時株主総会において年額50,000千円を上限として決議を得ており、上記3.2項記載の事項等も考慮のうえ、取締役会において付与額（報酬全体に占める割合）を決定する。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については、毎年3月の役員選任時に年俸を決定し、同年4月から翌年3月の間、毎月12分の1の額を金銭として支給する。業績連動報酬については、毎年3月の役員選任時に前期の業績及び目標達成度に基づき年俸を決定し、同年4月から翌年3月の

間、毎月12分の1の額を金銭として支給する。非金銭報酬については、付与時の資本構成、経済情勢、中長期的な経営方針等を総合的に勘案し、取締役の事業成長に対する貢献意識や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるために適切な付与方法、付与時期、付与条件等を取締役会において決定し、これに基づいて支給する。退職慰労金については、退職時に一時金として支給する。支給にあたっては支給直前の株主総会の決議を要する。

6. 取締役の報酬の決定に関する方針及び算定方法等の決定プロセス

当社は任意の諮問委員会として常勤取締役1名及び社外取締役3名の合計4名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。各取締役の報酬の決定に関する方針及び算定方法等については、各取締役の実力・実績を基本として役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、事前に委員会に諮り、取締役会において決定しております。指名・報酬諮問委員会は役員報酬の客観性を担保する観点から、委員会での役員報酬に関する協議結果を取締役会に対して申し送ることとしており、取締役会は委員会の意見を踏まえて、役員報酬に関する事項の決議を行っております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年3月28日開催の第23回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。また、取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に対して発行する新株予約権に関する報酬額として、年額50,000千円を上限として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。さらに、取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、2022年3月28日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とする業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を、対象期間である事業年度（当初対象期間2事業年度、以後3事業年度ごと）ごとに60,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を拠出し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に付与するポイントを1事業年度当たり30,000ポイント以内（取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計はそれぞれ15,000ポイントが上限。1ポイントにつき1株。）を上限と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容及び金額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長石坂信也（執行役員最高経営責任者）に一任されております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮り意見を取得するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を踏まえて決定しなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況等 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
岩澤俊典	(株)SI&C代表取締役社長及び(株)エフピコ独立社外取締役（監査等委員）です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)6回開催全てに出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)代表取締役社長です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。(株)モーターマガジン社と当社との間に資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)6回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣に基づき、当社事業推進における施策に対し様々な助言、意見を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
水戸重之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士、早稲田大学スポーツ科学研究科（大学院）講師、(公財)三宅一生デザイン文化財団監事、武蔵野大学法学研究科客員教授、(株)フェイス社外取締役、(一社)P H R 普及推進協議会理事、(株)湘南ベルマーレ監査役、(株)ライフコーポレーション社外取締役（監査等委員）です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)6回開催全てに出席し、事業計画等の当社経営施策につき、弁護士としての専門的見地から様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
高橋真木子	金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科教授及び(株)ベルシステム24ホールディングス社外取締役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)6回開催全てに出席し、当社経営施策につき、知的財産マネジメント、プロセス管理及び新技術等の有識者としての見地から様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議が行ったとみなす書面決議が9回、同第372条の規定に基づく取締役会への報告を要しないものとされた書面報告が7回ありました。

② 社外監査役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会等への出席状況及び発言状況等 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
上住敬一	ビズアドバイザーズ(株)代表取締役社長及びイノバセル(株)監査役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会6回全て、監査役会17回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
濱田京子	(株)エキップコンサルティング代表取締役、エキップ社会保険労務士法人代表社員、東京労働局東京紛争調整委員会委員、(株)ディア・ライフ社外取締役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会6回全て、監査役会17回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったとみなす書面決議が9回、同第372条の規定に基づく取締役会への報告を要しないものとされた書面報告が7回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,500千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役2名を含む監査役3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行の厳正な監視を行っています。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命し、また会計監査人による厳正な会計監査が実施されております。

当社グループのコンプライアンス体制に関する各種規程は、全役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範であります。

当社グループの取組みをより実効性あるものとするために、コンプライアンス担当執行役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー、CCO）を選任し、CCOは経営戦略に則った全社コンプライアンス体制・運用の再構築と維持及びコンプライアンスに対する企業文化・風土の醸成等を実施しております。

また、当社グループ全体のリスクマネジメントを推進するリスク統括部門を設置し、リスク統括部門は、CCOを補佐し、当社グループのコンプライアンスへの取組みを統括するとともに、企業取引審査及び業務委託先管理等、当社グループの使用人への教育・啓発活動を継続的に企画・実行しております。また内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、取締役社長へ監査報告を行うとともに、必要に応じ改善措置を勧告しております。

当社グループの役職員が、取締役の法令違反及び不正行為等のコンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある状況を知った場合に、社内及び外部機関に直接通報することができる内部通報制度を設置しております。取締役の法令違反及び不正行為等のコンプライアンス違反がある場合、当該通報内容は、常勤監査役を窓口として社外取締役・監査役と協議のうえ適切な対応を行うこととしております。なお、内部通報時には、通報者の匿名性及び通報内容の機密性に充分な配慮を行い、当社グループは通報者に対し不利益な取扱いを行っておりません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧することが可能となっております。

なお、文書管理規程の改廃は執行役員会審議のうえで代表執行役員の決議、情報セキュリティ基本規程の改廃は取締役会の決議をもって行われております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社並びに子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクに対し、各部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行っています。さらに当社グループ全体の個人情報及び情報セキュリティの安全管理を推進する情報セキュリティ担当部門を設置しています。情報セキュリティ担当部門及びリスク統括部門は、予め想定されるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を確保し、各部署の日常的なリスク管理体制の運用と状況を監視しています。また、定例会議を毎月開催し、当社グループ全体のリスクに関する情報の共有及び各種対応の報告等を実施しています。

なお、有事の際は危機管理規程及び関連マニュアルに基づき「緊急対策室」が設置され、危機管理を統括しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。また、取締役会の経営監視機能の客観性、中立性を高めるため、社外取締役を選任しております。

取締役会規程に基づき、定期取締役会を3か月に1回以上、又は必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

当社グループの業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案・実行しております。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、執行役員会を設けております。執行役員会は執行役員にて構成し、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画の協議を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク統括部門は、当社グループ全体のリスクを洗い出し、リスク対策の検討を実施、リスク対応体制の構築と運営、コンプライアンス・プログラムの進捗管理等を実施しております。また、当社グループの役職員に対して、その役職・業務内容に応じて必要な研修を計画及び実施しております。

当社グループの子会社には当社の役職員を役員として派遣するとともに、重要な事項に関しては子会社から当社への報告を行う体制を構築しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置くこととしております。監査役スタッフは、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、客觀性担保のため、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けません。また、監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役の意見を尊重し対処いたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況及び子会社の業務執行状況を監査役に対し隨時報告しております。

また、当社グループの役職員は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対し報告を行っております。なお、当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行っておりません。

- イ. 会社に著しい損害が発生するおそれがある事項
- ロ. 重大な法令及び定款違反に係る事項
- ハ. リスク管理に係る重要な事項
- ニ. 当社グループから報告を受けた重要な事項
- ホ. その他経営上重要と判断される事項

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人、内部監査部門等より定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じ、取締役及び使用人に対しヒアリング等を行っております。

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受けることができます。

監査役が職務の執行に必要な費用について請求した場合、当社は、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを支払っています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,007,747	流 動 負 債	26,880,888
現 金 及 び 預 金	2,183,135	買 掛 金	3,485,862
売 掛 金	4,219,530	短 期 借 入 金	9,188,962
商 品	6,154,128	1年内返済予定の長期借入金	1,545,671
仕 備 品	202	リ 一 ス 債 務	1,997,250
貯 藏 品	245,031	未 払 金	1,726,105
そ の 他	2,210,807	未 払 法 人 税 等	563,556
貸 倒 引 当 金	△5,088	契 約 負 債	6,721,683
固 定 資 産	32,145,168	ポ イ ン ト 引 当 金	36,141
有 形 固 定 資 産	16,526,263	株 主 優 待 引 当 金	45,786
建 物 及 び 構 築 物	5,513,085	そ の 他	1,569,869
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,132	固 定 負 債	20,275,062
工 具、器 具 及 び 備 品	1,512,753	長 期 借 入 金	10,583,279
使 用 権 資 産	9,112,651	リ 一 ス 債 務	9,161,767
建 設 仮 勘 定	382,641	繰 延 税 金 負 債	66,445
無 形 固 定 資 産	14,629,256	役 員 株 式 納 入 金	53,826
の れ ん	7,720,298	資 産 除 去 債 務	375,943
ソ フ ト ウ エ ア	2,863,884	そ の 他	33,800
そ の 他	4,045,073	負 債 合 計	47,155,951
投 資 そ の 他 の 資 産	989,648	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	5,760	株 主 資 本	△254,093
繰 延 税 金 資 産	335,543	資 本 金	1,458,953
そ の 他	655,318	剩 余 金	229,977
貸 倒 引 当 金	△6,974	利 益 剰 余 金	△1,865,507
資 产 合 計	47,152,915	自 己 株 式	△77,517
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	240,166
		為 替 換 算 調 整 勘 定	240,166
		新 株 予 約 権	10,892
		純 資 産 合 計	△3,035
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,152,915

連結損益計算書

(2024 年 1 月 1 日から)
(2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目					金 額	
売 売 上 原 高 価						57,006,589
売 売 上 原 総 利 益						38,658,312
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						18,348,277
當 営 業 外 収 損 益						19,171,995
受 為 そ の 業 外 費 用						△823,718
支 そ 経 常 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益						121
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入						677,342
そ の の 別 別 損 失						124,855
特 别 別 別 損 失						802,319
固 定 資 産 除 却 損						733,060
減 訴 別 別 退 職 損						107,998
そ の の 別 別 損 失						841,059
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失						△862,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						
法 人 税 等 調 整						47,365
当 期 純 損 失						133,002
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失						14,682
						195,050
						41,685
						96,630
						119,448
						78,379
						4,226
						340,369
						△1,007,777
						738,178
						△47,423
						690,754
						△1,698,531
						△1,698,531

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,458,953	111,402	△166,976	△80,253	1,323,125
連結会計年度中の変動額					
株式報酬取引		118,574		2,736	121,311
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,698,531		△1,698,531
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	118,574	△1,698,531	2,736	△1,577,219
当期末残高	1,458,953	229,977	△1,865,507	△77,517	△254,093

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	407,294	407,294	2,331	1,732,751
連結会計年度中の変動額				
株式報酬取引				121,311
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,698,531
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△167,128	△167,128	8,561	△158,567
連結会計年度中の変動額合計	△167,128	△167,128	8,561	△1,735,787
当期末残高	240,166	240,166	10,892	△3,035

連結注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失823,718千円、経常損失862,458千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,698,531千円を計上した結果、3,035千円の債務超過となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失が、複数の金融機関と締結している金銭消費貸借契約及び優先株主と締結している優先株式投資契約にそれぞれ定められる財務制限条項である親会社株主に帰属する当期純損失が800,000千円を超える損失とならないことという利益維持基準を上回ったこと、及び連結純資産の部の金額が、金銭消費貸借契約に定められる財務制限条項である連結純資産の部の金額を850,000千円以上の金額に維持することという純資産維持基準を下回ったことにより、財務制限条項に抵触しました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該事象又は状況を解消すべく、以下のとおり対応を進めてまいります。

(1) 事業の収益改善

当社グループのうち、特に大幅なセグメント損失を計上している海外セグメントの収益改善に注力してまいります。具体的には、レッスン事業につきましては、新規顧客獲得強化に向けた顧客ニーズに沿ったレッスンサービスの提供、店舗の稼働率改善に向けたプラクティスピジネスの推進及びクラブメーカーとの協力施策によるフィットティングビジネス拡大を重点項目とし、ゴルフ弾道測定器事業においては、周辺機器（マット、ネット、プロジェクター、ケース等）の販売及び米国以外の海外チャネルの拡大を加速させ、ソフトウェアビジネスの成長促進を推し進めてまいります。また、グループ全体としても、引き続きコスト管理の徹底、マーケティング施策の最適化を推し進めてまいります。

(2) 財務制限条項への抵触による権利行使猶予

財務制限条項に抵触した金銭消費貸借契約については当該金融機関に対して期限の利益喪失請求の権利行使を猶予いただくよう、優先株式投資契約については当該優先株主に対して償還請求権の権利行使を猶予いただくよう、それぞれ申し入れをしております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、期限の利益喪失請求の権利行使猶予及び償還請求権の権利行使猶予について当該金融機関及び優先株主との合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	14社
主要な連結子会社の名称	GDO Sports, Inc. GolfTEC Enterprises LLC

なお、14社にはGolfTEC Enterprises LLCの子会社GOLFTEC ST LLCほか11社が含まれております。

- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・商品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
在外子会社は、総平均法を採用しております。

・仕掛品、貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

（リース資産及び使用権資産を除く） ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物及び構築物 3～47年

機械装置及び運搬具 7年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産 定額法

（リース資産及び使用権資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

二. 使用権資産

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間に渡り、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

翌期に支給すべき従業員賞与に備えるため、当期に負担すべき金額を見積もって計上しております。

ハ. ポイント引当金

将来のポイントの使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

二. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内部規定に基づき期末要支給額を計上しております。

ヘ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく当社の取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

イ. ゴルフ用品販売

当社グループは、店舗及びインターネットを通じてゴルフクラブ及びゴルフ関連商品を販売しております。ゴルフクラブ及びゴルフ関連商品については、顧客との契約に基づき商品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、インターネットを通じての販売については、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社グループの商品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから、概ね2ヶ月以内に顧客から短期的な決済手段で支払を受けており、1年内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

また、ゴルフクラブ及びゴルフ関連商品について、一定の条件の下で、買戻し及び返品を認めております。返品権付の販売として変動対価の定めに従い、予想返品額を収益から控除し、同額の返金負債を計上するとともに、返品される製品を回収する権利について資産を認識しております。

□. ゴルフ場予約

当社グループは、ゴルフ場に対してゴルフ場予約サービスを提供しております。当社グループは、ゴルフ場に対しては、ゴルフ場予約サービスを提供する義務を負っていることから、顧客がゴルフ場を利用した時点で履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。

当社グループは、ゴルフ場予約サービスの対価として、ゴルフ場から手数料を受領しております。顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから2ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

さらに、ゴルフ場予約サービス提供のうち、当社グループの役割が代理人に該当する取引について当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ハ. ゴルフレッスン

当社グループは、顧客に対してゴルフレッスンサービスを提供しております。当社グループのゴルフレッスンサービスは、顧客のゴルフ技術の向上を目的としたトータルゴルフレッスンサポートであり、レッスンの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、その期間にわたって収益を認識しております。

ゴルフレッスンにおけるサービス提供に関する対価は、ゴルフレッスンの提供前に受領しており、契約負債を認識しております。

二. ゴルフ練習場事業

当社グループは、ゴルフ練習場に対してゴルフ練習場システムの設置・導入サービスを提供しております。当社グループは、ゴルフ練習場に対しては、ゴルフ練習場システムの設置・導入サービスを提供する義務を負っていることから、顧客がゴルフ練習場を利用した時点で履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。

当社グループは、ゴルフ練習場システムの設置・導入サービスの対価として、ゴルフ練習場から手数料を受領しております。顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから2ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

ホ. ゴルフ弾道測定器事業

当社グループは、インターネットを通じてゴルフ弾道測定器関連機器及びゴルフ弾道測定器関連サービスを提供しております。

ゴルフ弾道測定器関連機器については、顧客との契約に基づき商品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、ゴルフ弾道測定器関連サービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、その期間にわたって収益を認識しております。なお、インターネットを通じての販売については、当該商品が顧客に到着した時点で収益を認識しております。当社グループの商品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから、概ね2ヶ月以内に顧客から短期的な決済手段で支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

さらに、ゴルフ弾道測定器関連サービス提供のうち、当社グループの役割が代理人に該当する取引について当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

上記の当社が提供している商品やサービスにおいて、当社グループはポイント制度を運用しております。当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントの使用により将来商品又は各種サービスが提供されるまで収益の計上を繰り延べしております。また、顧客が当社グループの商品又は各種サービスの購入時に利用できるクーポンにつきまして、顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

⑤ 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等
ハ. ヘッジ方針	内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替変動リスクについてヘッジしております。
二. ヘッジ有効性評価の方法	為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び期間 のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定したうえで、均等償却しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」（前連結会計年度2,333,448千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 7,720,298千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候を識別したもの、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたことから、減損損失の認識は不要と判定しております。

なお、当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

7,489,705千円

6. 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損

① 減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	減損損失額 (千円)
ゴルフレッスン事業	米国ワシントン州 Redmond	建物他	40,927
ゴルフレッスン事業	米国カリフォルニア州 Oxnard	建物他	37,898
ゴルフレッスン事業	米国カリフォルニア州 Rancho Santa Margarita	建物他	17,803
合計			96,630

② 減損損失の認識に至った経緯

当初想定した収益が見込めなくなつたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の内訳

種類	減損損失額（千円）
建物及び構築物	59,059
工具、器具及び備品	1,550
使用権資産	36,019
合計	96,630

④ 資産のグルーピングの方法

独立したキャッシュ・フローを生み出す事業単位を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額を零として評価しております。
また将来キャッシュ・フローがマイナスであるものの割引率は記載を省略しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	18,274,000株	－株	－株	18,274,000株
A種優先株式	60,000株	－株	－株	60,000株
合計	18,334,000株	－株	－株	18,334,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配のため、該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、主に預金及び有価証券の安全性の高い金融商品で運用しております。

事業を行うための設備投資資金及び運転資金につきましては、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

デリバティブ取引は、将来の為替変動等によるリスク回避を目的としてのみ利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当部門長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式及び出資金であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日です。

借入金は、営業取引に係る運転資金（主として短期）及びM&Aに係る資金調達を目的とした資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。

為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(2)会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	12,128,950	12,128,950	—
負債計	12,128,950	12,128,950	—

(※1) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めた額で表示しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。

当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
出資金	5,760

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	12,128,950	—	12,128,950
負債計	—	12,128,950	—	12,128,950

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定分を含めた額で表示しております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を主要なサービス及び収益認識の時期に基づき分解しております。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	19,605,448	5,514,602	25,120,051
ゴルフレッスン	906,140	14,850,505	15,756,645
ゴルフ場予約	5,369,161	—	5,369,161
ゴルフ練習場事業	1,705,838	—	1,705,838
ゴルフ弾道測定器事業	34,696	6,897,996	6,932,693
その他のサービス	1,444,273	677,926	2,122,199
外部顧客への売上高	29,065,558	27,941,031	57,006,589
収益認識の時期			
一時点で移転される財	26,777,912	11,925,579	38,703,492
一定期間にわたり移転されるサービス	2,287,645	16,015,451	18,303,097
外部顧客への売上高	29,065,558	27,941,031	57,006,589

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を分解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約により生じた債権	3,520,712	4,219,530
契約資産	—	—
契約負債	6,068,296	6,721,683

(注) 1. 契約資産は主に、報告日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当企業グループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

2. 契約負債は、顧客からの前受金及び上記の製品と保守等のサービスをまとめて提供している複合取引において、未だ顧客に提供していないサービスに対して支払いを受けた対価であります。
3. 当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は、6,068,296千円です。
4. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える取引が無いため、実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △378円75銭
(2) 1株当たり当期純損失 117円86銭

（注）株式給付信託（BBT）の信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上期末発行済株式数から控除する自己株式に67,600株、「1株当たり当期純損失」の算定上期中平均株式数において控除する自己株式に68,354株をそれぞれ含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	11,097,442	流動負債	12,343,312
現金及び預金	1,404,161	買掛金	1,876,499
売掛金	2,910,695	短期借入金	6,232,765
商品	3,997,428	1年内返済予定の長期借入金	1,545,671
仕掛け品	202	未払金	803,527
貯蔵品	86,593	未払費用	199,273
前払費用	242,104	未払法人税等	563,556
その他の	2,456,517	未払消費税等	106,108
貸倒引当金	△262	契約負債	796,780
固定資産	30,285,046	預り金	85,208
有形固定資産	1,437,738	ポイント引当金	36,141
建物	1,388,551	株主優待引当金	45,786
構築物	8,802	その他の	51,994
機械装置及び運搬具	5,132	固定負債	11,015,891
工具、器具及び備品	33,752	長期借入金	10,583,279
建設仮勘定	1,500	役員株式給付引当金	53,826
無形固定資産	1,934,255	資産除去債務	375,943
借地権	112,144	その他の	2,841
ソフトウエア	1,610,819	負債合計	23,359,203
その他の	211,292	純資産の部	
投資その他の資産	26,913,052	株主資本	18,012,392
投資有価証券	5,760	資本金	1,458,953
関係会社株式	14,419,101	資本剰余金	8,447,104
関係会社長期貸付金	11,698,167	資本準備金	1,420,071
繰延税金資産	335,536	その他資本剰余金	7,027,033
その他の	461,461	利益剰余金	8,183,851
貸倒引当金	△6,974	その他利益剰余金	8,183,851
資産合計	41,382,488	繰越利益剰余金	8,183,851
		自己株式	△77,517
		新株予約権	10,892
		純資産合計	18,023,284
		負債・純資産合計	41,382,488

損 益 計 算 書

(2024 年 1 月 1 日から)
 (2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目		金 額
売 上 高		29,059,638
売 上 原 価		17,913,519
売 上 総 利 益		11,146,119
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,627,501
営 業 利 益		1,518,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 益		342,215
為 替 差		679,935
そ の 他		124,855
		1,147,006
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		513,971
そ の 他		8,582
		522,554
経 常 利 益		2,143,069
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額		133,002
そ の 他		14,682
		147,685
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		41,685
そ の 他		4,226
		45,911
税 引 前 当 期 純 利 益		2,244,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		714,990
法 人 税 等 調 整 額		△27,492
当 期 純 利 益		687,497
		1,557,345

株主資本等変動計算書

(2024 年 1 月 1 日から)
(2024 年 12 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 その他 利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,458,953	1,420,071	7,027,033	8,447,104	6,626,506	△80,253	16,452,310
事業年度中の変動額							
株式報酬取引						2,736	2,736
当期純利益					1,557,345		1,557,345
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,557,345	2,736	1,560,082
当 期 末 残 高	1,458,953	1,420,071	7,027,033	8,447,104	8,183,851	△77,517	18,012,392

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,331	16,454,641
事業年度中の変動額		
株式報酬取引		2,736
当期純利益		1,557,345
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	8,561	8,561
事業年度中の変動額合計	8,561	1,568,643
当 期 末 残 高	10,892	18,023,284

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

連結計算書類の連結注記表「1. 繼続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、当社グループは、当連結会計年度において、営業損失823,718千円、経常損失862,458千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,698,531千円を計上した結果、3,035千円の債務超過となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失が、複数の金融機関と締結している金銭消費貸借契約及び優先株主と締結している優先株式投資契約にそれぞれ定められる財務制限条項である親会社株主に帰属する当期純損失が800,000千円を超える損失とならないことという利益維持基準を上回ったこと、及び連結純資産の部の金額が、金銭消費貸借契約に定められる財務制限条項である連結純資産の部の金額を850,000千円以上の金額に維持することという純資産維持基準を下回ったことにより、財務制限条項に抵触しました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該事象又は状況を解消すべく、以下のとおり対応を進めてまいります。

(1) 事業の収益改善

当社グループのうち、特に大幅なセグメント損失を計上している海外セグメントの収益改善に注力してまいります。具体的には、レッスン事業につきましては、新規顧客獲得強化に向けた顧客ニーズに沿ったレッスンサービスの提供、店舗の稼働率改善に向けたプラクティスビジネスの推進及びクラブメーカーとの協力施策によるフィッティングビジネス拡大を重点項目とし、ゴルフ弾道測定器事業においては、周辺機器（マット、ネット、プロジェクター、ケース等）の販売及び米国以外の海外チャネルの拡大を加速させ、ソフトウェアビジネスの成長促進を推し進めてまいります。また、グループ全体としても、引き続きコスト管理の徹底、マーケティング施策の最適化を推し進めてまいります。

(2) 財務制限条項への抵触による権利行使猶予

財務制限条項に抵触した金銭消費貸借契約については当該金融機関に対して期限の利益喪失請求の権利行使を猶予いただくよう、優先株式投資契約については当該優先株主に対して償還請求権の権利行使を猶予いただくよう、それぞれ申し入れをしております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、期限の利益喪失請求の権利行使猶予及び償還請求権の権利行使猶予について当該金融機関及び優先株主との合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ 棚卸資産 | |

- ・商品
 - ・仕掛品、貯蔵品
- 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物	3～47年
構築物	10～30年
機械装置及び運搬具	7年
工具、器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア

定額法

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

翌期に支給すべき従業員賞与に備えるため、当期に負担すべき金額を見積もって計上しております。

- ③ ポイント引当金

将来のポイントの使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

- ④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内部規定に基づき期末要支給額を計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく当社の取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

① ゴルフ用品販売

当社は、店舗及びインターネットを通じてゴルフクラブ及びゴルフ関連商品を販売しております。

ゴルフクラブ及びゴルフ関連商品については、顧客との契約に基づき商品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、インターネットを通じての販売については、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。当社の商品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから、概ね2ヶ月以内に顧客から短期的な決済手段で支払を受けており、1年内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

また、ゴルフクラブ及びゴルフ関連商品について、一定の条件の下で、買戻し及び返品を認めております。返品権付の販売として変動対価の定めに従い、予想返品額を収益から控除し、同額の返金負債を計上するとともに、返品される製品を回収する権利について資産を認識しております。

② ゴルフ場予約

当社は、ゴルフ場に対してゴルフ場予約サービスを提供しております。当社は、ゴルフ場に対しては、ゴルフ場予約サービスを提供する義務を負っていることから、顧客がゴルフ場を利用した時点で履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。

当社は、ゴルフ場予約サービスの対価として、ゴルフ場から手数料を受領しております。顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから2ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

さらに、ゴルフ場予約サービス提供のうち、当社の役割が代理人に該当する取引について当該対価の総

額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

③ ゴルフレッスン

当社は、顧客に対してゴルフレッスンサービスを提供しております。当社のゴルフレッスンサービスは、顧客のゴルフ技術の向上を目的としたトータルゴルフレッスンサポートであり、レッスンの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、その期間にわたって収益を認識しております。

ゴルフレッスンにおけるサービス提供に関する対価は、ゴルフレッスンの提供前に受領しており、契約負債を認識しております。

④ ゴルフ練習場事業

当社は、ゴルフ練習場に対してゴルフ練習場システムの設置・導入サービスを提供しております。当社は、ゴルフ練習場に対しては、ゴルフ練習場システムの設置・導入サービスを提供する義務を負っていることから、顧客がゴルフ練習場を利用した時点で履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。

当社は、ゴルフ練習場システムの設置・導入サービスの対価として、ゴルフ練習場から手数料を受領しております。顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから2ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

上記の当社が提供している商品やサービスにおいて、当社はポイント制度を運用しております。当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントの使用により将来商品又は各種サービスが提供されるまで収益の計上を繰り延べしております。また、顧客が当社の商品又は各種サービスの購入時に利用できるクーポンにつきまして、顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「長期前払費用」(当事業年度14,367千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「破産更生債権等」(当事業年度6,974千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
GDO Sports, Inc.株式	14,419,101

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式の評価に当たり、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額を行い、損失として処理しております。当事業年度においては実質価額が著しい低下、それにより損失を計上した関係会社株式はありません。

なお、当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,268,982千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）	
① 短期金銭債権	2,048,657千円
② 短期金銭債務	14,367千円
(3) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借り入れ等に対する債務保証	2,956,197千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	40,302千円
② 売上原価	361千円
③ 販売費及び一般管理費	239,139千円
④ 営業取引以外の取引高	342,106千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	70,393 株	－ 株	2,400 株	67,993 株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式67,600株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	39,035千円
契約負債及びポイント引当金	127,647千円
貸倒引当金	2,215千円
減損損失	34,609千円
ソフトウェア	21,029千円
資産除去債務	115,114千円
関係会社株式評価損	8,429千円
投資有価証券評価損	15,300千円
固定資産除却損	6,337千円
その他	84,751千円
小計	454,471千円
評価性引当額	△35,596千円
合計	418,875千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△71,868千円
その他	△11,471千円
合計	△83,339千円
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>335,536千円</u></u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 連結子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GDO Sports, Inc.	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 債務保証	債務保証	2,956,197	—	—
				資金の貸付 (注2)	—	流動資産その他 (未収利息)	897,038
				利息の受取	342,106	関係会社一年内 回収長期貸付金 関係会社 長期貸付金(注2)	1,093,040 11,698,167

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び主要株主

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 611円38銭
 (2) 1株当たり当期純利益 60円99銭

(注) 株式給付信託 (BBT) の信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上期末発行済株式数から控除する自己株式に67,600株、「1株当たり当期純利益」の算定上期中平均株式数において控除する自己株式に68,354株をそれぞれ含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

千葉 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 圭佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失823,718千円、経常損失862,458千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,698,531千円を計上した結果、3,035千円の債務超過となっている。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失が、複数の金融機関及び優先株主と締結している金銭消費貸借契約及び優先株主と締結している優先株式投資契約にそれぞれ定められる財務制限条項である親会社株主に帰属する当期純損失が800,000千円を超える損失とならないことという利益維持基準を上回ったこと、及び連結純資産の部の金額が、金銭消費貸借契約に定められる財務制限条項である連結純資産の部の金額を850,000千円以上の金額に維持することという純資産維持基準を下回ったことにより、財務制限条項に抵触している。これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	千葉 達哉
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	木村 圭佑
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、連結計算書類上で当連結会計年度において、営業損失823,718千円、経常損失862,458千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,698,531千円を計上した結果、連結純資産が、3,035千円の債務超過となっている。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失が、複数の金融機関と締結している金銭消費貸借契約及び優先株主と締結している優先株式投資契約にそれぞれ定められる財務制限条項である親会社株主に帰属する当期純損失が800,000千円を超える損失とならないことという利益維持基準を上回ったこと、及び連結純資産の部の金額が、金銭消費貸借契約に定められる財務制限条項である連結純資産の部の金額を850,000千円以上の金額に維持することという純資産維持基準を下回ったことにより、財務制限条項に抵触している。これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会 監査報告

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
監 査 役 会

常勤監査役 大 山 和 彦 印
監 査 役 上 住 敬 一 印
監 査 役 濱 田 京 子 印

(注)監査役上住敬一及び濱田京子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

会場：大崎ブライトコアホール

電話番号 03 (5447) 7130 URL www.osaki-hall.jp



*大崎ブライトタワーではなく、大崎ブライトコアの3階です。

スターバックスを過ぎて交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルです。

<交通アクセス>

電車でお越しの方 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅より徒歩5分
山手通り「大崎駅前交番前」の交差点を曲がり、約250メートル左手ビル